

専決処分報告（調停）

令和5年（2023年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る未払賃料請求調停事件3件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	令和4年10月27日 札幌簡易裁判所 令和4年(ユ)第66号 未払賃料請求調停事件	厚別区もみじ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計192,100円を今後分割して令和7年12月末日までに支払う。 (2) 相手方が(1)の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、(1)の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。 (3) (2)により市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	調 停 の 概 要
2	令和4年11月2日 札幌簡易裁判所 令和4年(ユ)第67号 未払賃料請求調停事 件	厚別区もみ じ台団地の 入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計227,100円を今後分割して令和6年9月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	令和4年12月14日 札幌簡易裁判所 令和4年(ユ)第68号 未払賃料請求調停事 件	東区東雁来 団地の入居 者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計312,700円を今後分割して令和7年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。